

## 令和4年度寒河江市女性防災研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の防災意識の向上を図るため、女性を対象にした防災に関する知識を普及させるための研修会等を実施する団体（以下「事業団体」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業団体が前条の趣旨に沿って実施する研修会等をいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業団体が研修会等を実施するために要した経費とし、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 食材費
- (2) 消耗品
- (3) 資機材の借用及び購入費
- (4) 資料の作成費
- (5) 会場の借り上げ料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は補助対象経費のうち実支出額又は3万円のいずれか低い額以内の額とする。

(補助金等交付申請書)

第5条 事業団体は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定

にかかわらず、補助事業実施日の10日前までに、令和4年度寒河江市女性防災研修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助事業等の変更の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、総事業費に対する当該変更に係る各経費の増減の割合が20パーセントを超えない変更で、総事業費に増減が生じない変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第7条 事業団体は、補助事業が完了したときは、規則第14条の規定にかかわらず、補助事業完了後15日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、令和4年度寒河江市女性防災研修事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類  
（書類の備付等）

第8条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和4年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

事業計画（成績）書

項 目	内 容	
(1) 研修会等名		
(2) 開催日時		
(3) 開催場所		
(4) 参加者数 (内女性の数)		
(5) 事業費	円	内訳

添付書類

補助金申請時：研修会等開催案内

実績報告時：研修会等を撮影した写真、領収書

様式第2号（第5条関係）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	精算額	比較増減		摘 要
			増	減	
市補助金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	精算額	比較増減		摘 要
			増	減	
事 業 費					
合 計					

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者職氏名

**事業変更（中止、廃止）承認申請書**

令和 年 月 日付指令防第 号で補助金の交付決定があった、令和4年度寒河江市女性防火研修事業費補助金について、下記のとおり事業を変更（中止、廃止）したいので、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第7条の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由及び内容
- 2 事業の内容及び経費の配分（様式第1号に準じて作成すること。）
- 3 収支予算書（様式第2号に準じて作成すること。）

備 考 事業変更承認申請書に係る関係書類は、補助金の交付の決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業計画とを比較・対照できるように2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。